

北広島町農業委員会第 13 回総会議事録

事務局 (第 13 回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局 (事務局報告)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

12 番 先日、譲受人へ聞き取り調査をしました。申請地は 10 年以上前から譲受人が管理してきました。現況地番図に 3 筆、図示してありますが、一番小さい田は今は形状が変わっています。譲渡人が売買で購入した後、合筆して一つにする予定です。技術面、農業機械等すべてにおいて問題はありません。譲受人は地域の担い手として頑張っておられます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 1 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 2 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 申請の内容は適用欄の通りです。譲渡人は農事組合法人の組合員です。譲渡人である父親が 85 歳と高齢になられ、息子さんも同居しているということで息子さんにすべてをまかせ、息子さんが農事組合法人の組合員になって引き継いでいかれます。実際には地元法人が耕作をします。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

- 6 番 この譲受人の方は今まで耕作しておられるのか。
- 事務局 経営農地はすべて地元法人に預けておられました。このたび、いったん法人との利用権設定を一度解除し、贈与の手続きをとり、また利用権設定を法人との間でする、という流れになっております。
- 会長 その他、この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 2 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委員 異議なし (挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 3 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 16 番 担当の 7 番委員が欠席ですので代わりに代読します。7 月 11 日に 16 番委員と共に現地の確認を行った。申請地は、公衆用道路に面しており、農地の管理は現在なされている状態。譲渡人、譲受人は現在北広島町外に在住。譲受人は隣の地域に住む酪農家の認定農業者に自分の農地を預けており、この農地も譲り受けた後委託する予定。この酪農家は機械等すべてそろえており、技術・労働力についても問題なく周辺営農への影響もないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 3 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委員 異議なし (挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について

- 会長 次の 3 つの案件は関連しておりますので、番号 4 番 5 番 6 番について一括して事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

17番 申請人は現在県外に在住しています。申請人の父親が広島県内に居住していますので、7月17日にその方に聞き取りをしました。申請人の父親は申請地近くで自営業を行っていましたが、その後広島市で営業しておられました。番号4番の申請地は昭和40年代の道路の新設時に残った狭い農地で、駐車場として利用されておりました。5番は申請人の父親がここで自営業をやっていた当時資材置き場として利用されておりました。6番は墓所として利用しておりました。今回申請人への土地の相続時に地目が田、畑のままであったことがわかり、今回の申請に至りました。どれも始末書がついております。周辺営農への影響もありません。以上のことから、追認許可妥当であると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

職務代理者 申請人のお宅はまだあるのですか。

17番 はい、あります。案件4番の申請地のすぐ北側になります。

会長 ほかに、この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4,5,6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

11番 7月17日に申請人宅を訪ね聞き取り調査をしました。このたびの農地の調査で耕作放棄地があるということで歩いて見ておりましたら、農地であるのに田が庭敷きになっているということが判明しました。申請人は農地の適正化を図るためにこの申請を出されました。始末書がついております。周辺営農への影響はありません。以上のことから追認許可妥当であると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 8 番、9 番についてですが、1 番委員が申請人でありますので 1 番委員に退席をしていただきます。番号 8 番、9 番について一括して事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 9 番 先日現地確認をいたしました。申請の内容は適用欄の通りです。この地域の将来的な営農の問題点は水路の維持管理です。申請地は一級河川に隣接していますが、かなり川上までいかないと水路がありません。この水路も崖の上でありこれまでも水路の維持管理が大変でありました。この辺りを営農する農業者も少なくなり水路の維持管理ができる人も少なくなってきました。周辺はほとんどが申請人の農地ですので周辺営農への影響はないと考えます。以上のことから許可妥当であると考えます。
- 3 番 隣接の農地の利用形態はどのような形ですか。
- 9 番 若干農地が残っていますが、すべて畑で耕作はされておられません。位置図を見ますと県道から北に向かって真っすぐに道路が伸びていますが、道路の西側農地、道路と川の中の農地はほとんどすべて申請人が管理しております。
- 会長 後程 5 条の案件でこの近くの地図が出てきますので、それを見て下さい。19-2 の現況地番図です。これを見てもわかるように転用された後は、水が必要な農地はなくなります。
- 会長 そのほか、この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 （異議なし）
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 8 番、9 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。1 番委員には席に戻ってきてもらって下さい。続いて番号 10 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 16 番 7 月 10 日に申請人と会い、聞き取り調査をしました。申請地は昭和 47 年の水害による河川改修工事による残地であり、農地として復旧するほどの面積もなかったことから、倉庫、車庫を建設し利用していました。始末書がついております。周辺農地への影響はないと考えます。以上のことから追認許可妥当であると考えます。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 10 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 11 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

2 1 番 先日申請人と会い、聞き取り調査、現地確認をしました。申請人は酪農家であります。前々から堆肥舎や物置を自分で建てたりしていたために、地目は農地のまま施工し申請手続きをしていなかったということです。始末書がついております。周辺は全て申請人の農地ですので周辺農地への影響はないと考えます。以上のことから追認許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 11 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 12 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

会 長 申請人は数十年前この地で鶏を飼うということで、その時には申請して許可をもらったのだけれど手続きをせず今日に至ったようです。今は鶏もやめて、りんごを作っておられます。今は防鳥ネットの柱が置いてあったり、また一部は家屋にかかっているように見受けられます。今回、農地の適正化をするために申請に至りました。始末書がついております。周辺農地への影響はないと考えます。以上のことから追認許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 12 番について申請どおり許可して良

いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

会長 番号 13 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

18 番 転用目的は太陽光発電設備です。7月16日に聞き取りと現地調査を行いました。内容については議案書摘要欄のとおりです。周辺営農への影響はないと考えます。以上のことから許可妥当であると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 13 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 14 番、15 番、16 番については関連しておりますので一括して事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

16 番 7 番委員が欠席なので代読します。現地確認を 16 番、3 番委員とともに 7 月 11 日に実施しました。内容については議案書摘要欄のとおりです。申請地は国道 261 号線のすぐ横で、耕作が放棄されてからすでに数年経っています。3 人の譲渡人への聞き取りでは、高齢で農業ができない、町外に住居を構えている、子どもは町外に住んでおり農業を継がない等の理由があり、耕作放棄地になっていると周辺の方に迷惑がかかるので譲渡することにしたということです。譲受人は事業に必要な土地を探していたこともあり、また地元雇用、耕作放棄地の解消も会社の方針であったことから地域に貢献できることになりよかったと話しておられました。隣接水路等もこの会社が買い上げることに決まっております、周辺営農への影響はないと考えます。以上のことから許可妥当であると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 14 番、番号 15 番、番号 16 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 17 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

10 番 転用目的は太陽光発電設備です。内容については議案書摘要欄のとおりです。譲受人には7月14日に電話にて聞き取りを行いました。なぜこの地に土地を求められたか聞きましたところ、不動産会社の紹介ということでした。譲渡人には現地確認をしながら申請地近くで話を聞きました。譲渡人は建設業を営んでいますが、この地はもう20年以上耕作していないということでした。現況地番図では地目は田になっておりますが、今は耕作放棄地となっており雑木が生え山林化しております。周辺営農への影響はないと考えます。また近くに宿泊施設がありますが、施設の北西側にあたり一段低い土地になっておりますので日照や環境には影響はないものと思われれます。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 17 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 18 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

10 番 7月14日に譲受人の父親、譲渡人とからお話を聞きました。譲受人は現在町外在住ですが地元に戻り家を新築したいということで、実家近くの譲渡人の農地を譲り受けることにしました。隣地は宅地となっています。周辺営農への影響はないと考えます。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 18 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委 員 異議なし（挙手全員）
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。z 続いて番号 19 番ですが、1 番委員が譲受人ですので、退席願います。番号 19 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 （議案を読み上げる。）
- 9 番 4 条申請がありました 8 番、9 番と一体で転用目的は太陽光発電設備です。内容については議案書摘要欄のとおりです。譲渡人の 4 筆の農地は長年譲受人が耕作しています。以前より買い取ってほしいという依頼はありましたが、そのまま耕作を続けていました。今回水路の管理のこともあり、その辺り一帯を太陽光発電設備にしたいということで譲渡人と話し合いが整い本申請に至りました。周辺営農への影響はないと考えます。以上のことから許可妥当であると考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 3 番 土地の造成の方法と太陽光パネルを設置した後、その土地をどのように管理していくのか。
- 9 番 土地の造成はそのまま、草刈りの管理は本人がするという事です。現状の田の状態のまま設置する。畦畔等はそのまま。現状のまま。
- 3 番 架台はコンクリ。支柱も。
- 9 番 土のままなら雑草が生えてくる。これまで通り草刈り機で刈るのか、それとも防草シート。
- 3 番 「一応全部草刈りします」という内容でした。
- 会 長 議案の転用目的のところに太陽光パネル 1,824 枚、発電量 476 k w というのは、8 番、9 番そしてこの 19 番と一緒にということですね。
- 3 番 はい、そうです。
- 会 長 現況地番図で近くの 1016 番地の田。面積が少し大きいですが、そこへの水路はどうなるか、またはそこは田ではないのか。
- 3 番 1016 番地は今は畑になっています。
- 会 長 ほかにこの件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 19 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。それでは 1 番委員は入室し着席してください。続きまして番号 20 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

2 1 番 譲受人は譲渡人の娘にあたります。譲受人が亡くなったときには譲受人が相続するというので今回は使用貸借なのだと思います。隣地の土地の所有者からも了解はとってあります。周辺営農への影響はないと考えます。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
1904-3 が残地として残りますが、この農地への進入路はどうなりますか。

2 1 番 今度できる家の前を通過してになると思います。

会 長 ほかにこの件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 20 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 4 号 非農地証明申請について

会 長 番号 21 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 1 番 今月 15 日に会長と 4 番委員とで現地調査を行いました。一つは神社のちょうど後ろ側にあたり、付近の山林の陰となりもう何年も作付けは行われておりません、木が生えております。もう一つの方も山林に囲まれており長年耕作はされておらず、木が立っています。申請地を非農地にすることによって周囲の営農には支障はありません。よって農

地へ復元困難であると認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 21 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 22 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

16 番 7月11日、3番委員、7番委員とで現地調査を行いました。一つ目の現地は、山林化しており立木が40年以上経過しているような状態でした。もう一つの現地は、昭和47年の災害による河川改修工事の残地であり農地へ復旧は困難と認めました。いずれの農地も周辺農地への影響は考えられません。よって農地へ復元困難であると認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 22 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 23 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

8 番 7月12日に8番委員、14番委員とで現地調査を行いました。現況地番図を見て下さい。申請地の周りはぐると山林になっております。現地は10年位前から放置されていたため、立木が10m位になっており原野化しておりました。東側にある農地はビニルハウスで苗等を申請人が作っています。昨年実施した耕作放棄地の調査をきっかけに今回の申請に至りました。いずれの農地も周辺農地への影響は考えられません。よって農地へ復元困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 23 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 5 号 農用地利用集積計画について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。) これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 号第 3 項各要件を満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について異議ない旨を回答して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって異議ない旨を答申することに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了いたします。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長 ⑩

議事録署名者 ⑩

議事録署名者 ⑩